

# 第四編

## 二二世紀兵庫、 災後の時代



## はじめに

本編では、平成十八（二〇〇六）年から三十年までの一三年に及ぶ兵庫県の歩みを、全八章でたどる。五期二〇年を務めた井戸敏三知事の時代の後期に当たる。

平成十八年は、阪神・淡路大震災一〇年を経て、兵庫県が新たな出発を期した年であった。第一次地方分権改革に続く三位一体改革の最終年であり、同年地方分権改革推進法が成立し分権改革の第二幕があく。九月には約五年半続いた小泉純一郎内閣が退陣し、安倍晋三内閣が自民党・公明党（自公）連立で継いだ。安倍内閣は「戦後レジームからの脱却」をうたい、教育基本法の改正、国民投票法を成立させた。また六月に、北海道夕張市が財政再建団体入りを表明したことは、地方の深刻な疲弊を示すものとなった。

平成十九年八月、安倍内閣は参議院議員選挙の結果を受けて退陣し、福田康夫内閣が成立した。第二次地方分権改革が始まるが、地方の疲弊を背景に十一月、地域活性化統合本部が設置され、地方再生戦略が立てられた。自治体のガバナンスと財政透明化は引き続き重視され、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（地方財政健全化法）につながっていく。同時に、地方圏への人口定住を図る定住自立圏構想が策定された。

そこに平成二十年十一月、リーマンショックをきっかけとする世界金融危機が襲い、日本経済も低迷する。

福田内閣は国会対策に窮して同年九月に麻生太郎内閣に交代していたが、麻生もほぼ一年後、総選挙における与党の大敗で退陣する。この年日本の総人口は一億二八〇八億人でピークを迎え、以後減少局面に入る。

平成二十一年九月に誕生した民主党政権は住民参加による行政を主張して「地域主権」改革を掲げた。翌二十二年に、関西広域連合が生まれている。

平成二十三年三月には、東日本大震災が起こった。地震・津波・原子力発電所事故という強烈な三重苦は、高度成長型の政治経済社会の終わり、すなわち「戦後」の始まりを告げるものとなった。民主党政権も党内の混乱によって鳩山由紀夫、菅直人、野田佳彦と一年毎の交代に終わった。

平成二十四年十二月、民主党に代わって自公連立の第二次安倍内閣が誕生した。安倍内閣は「アベノミクス」を掲げ、大胆な金融政策によるデフレ脱却、機動的な財政支出による需要創出、民間投資を喚起する投資戦略の「三本の矢」をもって経済の立て直しを図った。景気も回復局面に入り、政府は平成二十六年四月に消費税を八%に引き上げた。また平成二十六年九月から東京圏への一極集中を是正する地方創生を進めた。平成二十八年四月には熊本地震が起こっている。

この災後の時代を、兵庫県はどのように歩んできたのだろうか。

第一章「地方分権改革の新たなステージへ」は県政の喫緊の課題であった行財政構造改革から始まる。平成二十三年に「行財政構造改革推進条例」を制定し、財政基盤の確立に臨んだ。平成二十三年には、人口減少社会の到来など社会経済の著しい変化を踏まえ「創造と共生の舞台・兵庫」を目指して、「二一世紀兵庫長期ビジョン」を改訂した。地方分権が進む中で、井戸は、国と県の分配自立型を提唱し、平成二十二年の関

西広域連合の設立を先導した。広域連合は、翌二十三年の東日本大震災でいち早く「カウンターパート方式」による被災地支援を打ち出し、地方の力を見せた。兵庫県にとって、少子高齢化や過疎化によって地域の活力が失われつつある非都市部、そして都市の活性化は大きな課題であった。そのため、平成の合併が一段落した後、先の定住自立圏や二十七年の「連携中枢都市圏」など様々な市町連携が試みられた。県でも「地域再生大作戦」が始動し、平成二十七年には「地域創生条例」が制定された。

第二章「復興フォロアップと減災社会の構築」では、震災後に残された課題である高齢者の自立支援とまちのにぎわいづくりに関わる事業や、「伝える、活かす、備える」をテーマとする二〇周年事業に至る過程が示されている。また東日本大震災、熊本地震に対する支援と、東日本大震災復興基本法をはじめとする復興法制に論が及んでいる。さらに平成二十年代に入ってから台風や豪雨など相次ぐ風水害、二十五年の淡路島地震、南海トラフ地震に対して減災・縮災対策の推進、地域防災力の強化を求めている。

第三章「グローバル化と力強い兵庫経済づくり」は、経済のグローバル化が進み、アジア新興国との競争が激しくなる中、リーマンショック後の兵庫県経済の苦境と対応を追っている。県を支えてきた製造業の技術革新や集約化、オンリーワン企業の創出、産学官連携による新製品の開発、異業種交流グループ支援など様々な対応を明らかにしている。また海外市場を視野に入れた地場産業のブランド化や販路開拓等が進められた。商業では、コンビニエンスストアやEC（電子商取引）に圧され、加えて商店主の高齢化や空き店舗の増加等厳しい状況の中に置かれた県内の商店街に対して、県は地域のまちづくりと一体化した商店街活性化の取組を支援している。農林水産業でも、農業では、農業者戸別所得補償制度や集落営農の法人化が実施

され、六次産業化やブランド化が続けられた。林業では、二一世紀の循環型林業の構築を目指し、健全な森林の育成と県産木材の供給システムの確立がはかられた。漁業では、家島など離島の漁業・漁村の活性化や播磨灘における大規模漁場整備などが行われた。科学技術では、国の科学技術基本計画を受け、兵庫県でも、X線自由電子レーザー施設「SACLA」（平成二十三年完成）とスーパーコンピュータ「京（けい）」のほか、神戸医療産業都市の整備がはかられた。情報通信では、急速に進展するITの普及を受け、県でも兵庫情報ハイウェイを基盤とした行政・教育分野等のネットワークの構築や県域での多様な情報交流の促進がはかられた。

第四章「地域の再生と安全なまちづくり」では、人口減少と高齢化と向き合う地域づくり戦略が問われた。地方都市や中山間地域に対しては、地域創生を旗印に「多自然居住」が推進され、大都市圏では中心市街地活性化が図られた。ここでは兵庫五国の個性と連携が説かれた。住宅政策も「住生活基本法」に沿って、少子高齢化、居住ニーズの多様化などの環境変化を受け、住宅セーフティネットの形成、ストック重視へとシフトし、そして空き家の適正管理と明舞団地などオールドニュータウンの再生が課題となった。景観緑地政策では、県民緑税を活用した「災害に強い森づくり」「県民まちなみ緑化事業」が進められ、尼崎中央緑地、丹波並木道中央公園など、いくつかの大規模な都市公園や都市緑地が開設された。相次ぐ豪雨や台風、地震による自然災害の激甚化と、高度成長期に建設された上下水道など多数の社会基盤諸施設の老朽化に対し、安全安心な社会を構築する県土の強靱化、計画的・効率的な老朽化対策が進められた。道路整備など交通基盤の強化が進められる一方、三木鉄道の全面廃止など地方鉄道の経営が悪化し、三空港・三港湾に対しては

一体運営体制がとられた。

第五章「人と自然が共生する環境優先社会」では、福島第一原子力発電所事故以降、国連サミットにおける「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)とパリ協定の採択を受けて低炭素から脱炭素に転換していく過程における、国と県の動きを追っている。ここでは再生可能エネルギーの活用、あわじ環境未来島構想や神戸・尼崎の環境モデル都市など地域の取組が検討されている。またリサイクルなどの循環型社会の形成、海洋プラスチック問題が取り上げられている。

第六章「県民主役の地域づくりと多文化共生社会」は、人口減少が進む中で、新しいコミュニティのあり方が問われ、「参画と協働に基づく地域づくり」をスローガンに、県民交流広場事業・地域づくり活動応援事業が進められた。消費者問題も、消費者庁の発足を受けて、県内全市町で消費生活センターが設置されるなど、新たな段階を迎えた。男女共同参画は女性の地位向上のみならず、男性も含めた家庭生活の充実へとなった。文化芸術、スポーツ、観光の分野ではそれぞれ、「芸術文化立県ひょうご」「スポーツ立県ひょうご」「観光立国」をうたい様々な振興策がとられた。観光分野で、インバウンド(訪日外国人旅行)が増えたのはこの頃である。グローバル化と多様化が進む国際交流では、「国際化」から多文化共生社会への転換が目指された。

第七章「少子高齢化社会の福祉・保健医療の拡大」では、少子化が続く中、平成二十四年に「子ども・子育て三法」と子ども・子育て支援制度が成立した。兵庫県でも同年「新ひょうご子ども未来プラン」を、続いて二十七年に「ひょうご子ども・子育て未来プラン」を策定した。同じく平成二十四年の児童福祉法改正

により、発達障害児が障害児として位置づけられ、県では新たに「県立こども発達支援センター」を設立した。保健医療では、国の生活習慣病対策の推進を受け、兵庫県でも「健康づくり推進条例」「健康づくり推進プラン」及び「健康づくり推進実施計画」と続々と策定された。県立病院の統合再編や建て替えなどの整備も進み、地域医療の高度化と効率化が図られたのもこの時期である。リーマンショックを契機に、政府も、相対的貧困率の公表や生活保護制度を見直し、「生活困窮者自立支援法」を打ち出した。母子家庭だけでなく父子家庭への支援も拡がり、「ひとり親家庭等の自立促進計画」が策定された。女性施策で、ドメスティックバイオレンス対策が進められたこともこの時代の特徴である。国連において、「人権教育のための世界行動計画」「障害者の人権に関する条約」（平成十八年）が採択され、それは「持続可能な開発目標」（SDGs）に収れんし、「だれ一人取り残さない」というスローガンは広く知られるところとなった。

第八章「人口減少期の学校や家庭地域での教育」は、平成十八年教育基本法が改正され、「教育振興基本計画」が策定された。これに沿って、平成二十一年県では「ひょうご教育創造プラン」を策定し、学校、家庭、地域が一体となって「心豊かな人づくり」を基調とした施策を展開した。人口減少社会が到来する中、学校の統廃合、いじめや不登校の増加、学力低下などの様々な課題に対処すると同時に、認定こども園など幼児期の教育の充実、中高や小中の学校間連携、兵庫型教科担任制やキャリア教育の実施、体験教育「トライやる・ワーク」や多彩な理数教育プログラムなど多様な展開を図ってきた。生涯教育でも、「学社融合」を進め、県民誰もが生きがいをもって地域社会に参画する「生涯学習社会」の構築に努めてきた。